

障害福祉サービスが必要となったときは

鏡野町保健福祉課福祉係

障害福祉サービスとは、障害により日常生活に制限が生じて介護や就労支援を必要とする方々を支援するサービスです。障害の種類や程度、介護者や居住の状況、サービスの利用意向などを踏まえ、市町村により支給決定されます。

サービスは大きく分けて介護給付と訓練等給付の2つで、その概要は次のとおりです。

	介護給付	訓練等給付
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○障害に起因する日常生活上で必要な身体介護や家事等の支援を受ける ○利用には障害支援区分(※1)が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある方が地域で生活を行うために就労の支援や生活訓練等の支援を受ける ○利用には障害支援区分は不要
サービスの例	ホームヘルプ、施設での生活介護など	機能訓練、生活訓練、就労移行支援など

※1 障害支援区分…心身の状態を表す区分。専門職で構成される審査会にて決定されます。

サービス利用までの流れ

①保健福祉課に申請

介護給付の場合は障害支援区分の認定を受けます。

②指定相談支援事業者に「サービス等利用計画案(※2)」の作成を依頼

※2 利用するサービスの種類や回数等を記載した計画案。

町内の事業所：「鏡野町相談支援センターいろいろり」[鏡野町古川439-1 電話 (0868) 54-7088]

③サービス利用開始

保健福祉課による支給決定を受け、サービス事業者等との連絡調整後、サービスの利用を開始します。

サービス利用Q&A

■どのような人がサービスを利用できますか？

身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病患者等で一定の障害のある方です。

■自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を助けてもらえますか？

居宅介護（ホームヘルプ）の身体介護、家事援助があります。障害支援区分により利用範囲が決定されます。

■自宅で介護する人が病気の場合などに何か対応できますか？

短期入所（ショートステイ）があります。短期間、夜間も含め施設で入浴等の介護が受けられます。

■障害のため一般企業等で働くのが難しいのですが何かありますか？

一般企業等での就労が困難な方に働く場（作業所等）を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

■自宅で介助が難しいため施設にお願いできますか？

介護給付の施設入所では入浴・排せつ・食事の介護等を受けられ、訓練等給付の共同生活（グループホーム）では日常生活上の援助を受けたり相談をしたりすることができます。

■利用料はどの程度かかりますか？

原則としてサービス提供に要する費用の1割です。なお、利用者の世帯の所得区分により1か月の負担の上限が設定され、その上限を超えた部分は負担する必要はありません。

■障害福祉サービスの相談、ご不明な点のお問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891